

～ 当薬局をご利用の方へ ～

当薬局では、全国どの保険医療機関の処方箋でも応需しております。お薬のことだけではなく、健康に関することや、ジェネリック医薬品についてもご相談をお受けしておりますので、薬局スタッフまでお気軽にお申し付けください。

●当局で取り扱いのある医療保険及び公費負担医療について

- ・健康保険法に基づく保険薬局としての指定
- ・生活保護法に基づく指定
- ・生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく指定
- ・原子爆弾被害者に対する援護に関する法律に基づく指定
- ・労働者災害補償保険法に基づく指定
- ・児童福祉法に基づく指定 ・難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定

●「個別の調剤報酬算定項目の分かる明細書」の発行について»

医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行致します。明細書は

使用した薬剤の名前などが記載されており、公費負担等で窓口でのお支払いがない方の場合でも発行しております。

●療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて

- ・薬剤の容器代

容器1個につき、50円頂いております。（容器をご持参いただいた際には、容器代の返金をします。）

- ・患家へ調剤した医薬品の持参料

患者様の都合・希望に基づく医薬品の持参料は距離が5Km以内の場合には、原則として頂いておりません。

- ・希望に基づく甘味剤等の添加（治療上の必要性がなく、問題がない場合）

原則として料金は頂いておりません

- ・希望に基づく一包化

1包あたり50円頂いております。

治療上一包化が必要と判断され、医師の指示があった場合は、規定の調剤報酬点数表に従い徴収いたします。

●ジェネリック医薬品について

ジェネリック医薬品とは、先発医薬品と有効成分が同じで、品質、効き目、安全性が

同等なお薬のことです。新薬に比べ開発費が少ないために、一般的には先発医薬品よ

り低価格になります。当薬局では、積極的にジェネリック医薬品を調剤しています。

処方記載のジェネリック医薬品から先発医薬品へ変更する場合には、処方医の許可が

必要ですので、先発医薬品を希望される患者様は予めスタッフにお申し出下さい。

また、在庫の関係上お時間がかかる場合があります。

●調剤基本料について

当薬局では調剤基本料2を算定しております。

●後発医薬品調剤体制加算について

当薬局では、後発医薬品の使用数量の割合が85%以上ですので、後発医薬品調剤体

制加算2(28点)を処方箋受付1回につき算定しております。

●夜間・休日加算について

下記時間に夜間・休日加算を処方箋受付1回につき40点加算しています。

平日 19:00 以降、土曜日 13:00 以降

※12月29日、30日、1月3日開局日の平日は終日夜間・休日加算。

※日曜・祝日の開局日(12月29日、30日、1月3日も該当)及び、12月31日、1月1日、2日開局日は終日休日加算となります。

●医療情報取得加算について

当薬局では、オンライン資格確認等システムの運用を行っているため、医療情報取得

加算を算定しております。

●医療 DX 推進体制整備加算について

当薬局では、下記の通りオンライン資格確認等システムの運用を行っており、医療 DX 推進体制整備加算を算定しております。

- ・オンライン資格確認システムを通じて患者様の診療情報、薬剤情報等を取得し、調剤、服薬指導を行う際に当該情報を閲覧し、活用しています。
- ・マイナ保険証カードの健康保険証利用を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるように取り組んでいます。
- ・電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用するなど、医療 DX に係る取組を実施しています。

●連携強化加算について

当薬局では、災害や新興感染症の発生時などにおける医療品供給や衛生管理に係る対応など、地域において必要な役割を果たすことができる体制を整えており、連携強化加算を算定しています。

体制とは、以下のとおりです。

- ・改正感染症法に基づく第二種協定指定医療機関としての指定
- ・オンライン服薬指導に対応
- ・要指導医薬品及び一般用医薬品の取り扱い

- ・感染症に係る検査キットの取り扱い

●後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について

令和6年10月から後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。

・特別の料金とは、先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当の料金のことを言います。

- ・「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。

※端数処理の関係などで特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合もあります

・後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。薬剤料以外の費用（調剤の費用）はこれまでと変わりません。

●かかりつけ薬剤師指導料について

当薬局では、患者様の同意を頂いている場合に限り、かかりつけ薬剤師指導料として、処方箋受付1回あたり76点を算定しています。かかりつけ薬剤師をご活用頂くことで、下記のようなメリットをご提供できます。

・安心して薬を使用いただけるよう、患者さんが使用している薬の情報を一元的・継続的に把握します。

・当薬局で調剤した薬の指導は、担当の薬剤師が行います。

- ・お薬手帳に、調剤した薬の情報を記入します。
- ・処方医との連携を図ります。
- ・開局時間内/時間外を問わず、お問い合わせに応じます。
- ・調剤後も、必要に応じてご連絡をすることがあります。
- ・残薬の整理をお手伝いします。
- ・次回から、かかりつけ薬剤師指導料（または、かかりつけ薬剤師包括管理料）を算定します。